

CFC税制の適用を受ける「居住者」に該当

# 外国子会社株式を信託譲渡も、 信託の受益者として株式保有

外国子会社合算税制（CFC税制）の適用において、信託契約により外国子会社株式を譲渡した場合、引き続き譲渡した者が信託の受益者として株式を保有することになるかが争点となった判決で、国税不服審判所は、措置法40条の4（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）第1項4号の規定は、同条が明文で規定する各要件とは別に、株主としての権利の行使の可否や支配力の有無等が同条の適用又は適用除外の要件となるものとは解することができないとした上で、請求人は信託の受益者に該当し、信託財産である外国子会社株式を有するものとみなされることから、請求人及び請求人の親族から構成される同族株主グループが保有する株式の数は発行済株式総数の100分の10以上となり、請求人は「一の同族株主グループに属する居住者」（措置法40条の4①四）に該当するとの判断を示し、外国子会社合算税制を適用した原処分庁の処分を適法とした（東裁（所）令5第92号）。

## 請求人は信託契約により株主に該当せず、同族グループには属しないと主張

本件は、外国子会社合算税制の適用を巡り、請求人が「一の同族株主グループに属する居住者」（措置法40条の4①四）に該当するか否かが争われた事案である。原処分庁は、請求人の外国子会社合算税制における課税対象金額の計算に誤りがあるとして更正処分等を行ったが、請求人は、外国子会社合算税制の適用を受ける居住者に該当しないと主張し、更正の請求をしたものの、更正をすべき理由がない旨の通知処分が行われたため、審査請求に至ったものである。

請求人は、請求人の兄との間で、請求人を委託者兼受益者、請求人兄を受託者として、請求人が保有する外国子会社の株式を信託す

る旨の信託契約（表参照）を締結。請求人は、①外国子会社の株式を信託譲渡し株主ではないため、会計帳簿閲覧請求権等の共益権を行使することができず、自益権も十分に行使できない状況であること、②外国子会社合算税制は、外国子会社から剰余金の配当等を受け得る支配力を有している株主が、外国子会社に留保所得を蓄積しているところに租税回避があるとみて、留保所得を株主の所得に合算して課税するものであるところ、請求人は支配力を有していないことから、措置法40条の4第1項4号に規定する「一の同族株主グループに属する居住者」に該当しないと主張した。

## 審判所、信託の受益者が信託財産を有する

審判所は、所得税法13条（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられ